

対象サービス・補助内容等

区分	介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業		
	対象	補助内容・要件等	対象経費
通所系	通所介護	○ 総合事業の第1号 通所を含む	<p>(1) 1人当たりの支援額（総額） 介護職員・その他の介護従事者 60～114千円/人相当（6か月分）</p> <p>(2) 1人当たりの支援額（月額）・要件</p> <p>①月額10千円/従事者</p> <p>①の要件：処遇改善加算に加入（見込）</p> <p>②①に加えて 月額5千円/介護職員</p> <p>②の要件：ケアプランデータ連携システムに 加入（見込）、生産性向上加算Ⅰ又はⅡの取 得（見込）</p> <p>③①・②に加えて 月額4千円/介護職員</p> <p>③の要件：処遇改善加算を取得の上、職場 環境等要件の更なる充実等に向けて職場環境 改善を計画し実施する等</p> <p>※実際の補助額の算定では、基準月の介護総 報酬に交付率を乗じた額で算定されますので、 記載の相当額と必ずしも一致するものではござ いません。</p>
	(介護予防) 通所リハビリテーション	○	
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	○	
	地域密着型通所介護	○	
	(介護予防) 認知症対応型通所介護	○	
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	○	
入所系	介護老人福祉施設	○	<p>ア 賃金改善経費</p> <p>○介護従事者の賃金 (基本給、手当、賞与等)に係る経費。</p> <p>○介護職員に対する上乗せ支援等について、 介護職員以外の職種への配分可能。</p> <p>※交付対象期間において、前年度比で職員の 平均的な賃金水準を低下させてはならない。</p> <p>イ 職場環境改善経費</p> <p>○介護助手等を募集するための経費及び職場 環境改善に係る研修費等の経費等。</p> <p>○介護テクノロジー導入・協働化支援事業の 対象経費に充当することは不可。</p>
	介護老人保健施設	○	
	(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	○	
	介護医療院	○	
	(介護予防) 短期入所療養介護（病院等・医療院）	○	
	(介護予防) 短期入所生活介護	○	
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	○	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	
	養護老人ホーム	— 特定施設は対象	
	軽費老人ホーム	— 特定施設は対象	
訪問・相談系	地域密着型特定施設入居者生活介護 (サービス継続支援は養護・軽費を除く)	○	<p>※実際の補助額の算定では、基準月の介護総報酬に交付率を乗じた額で算定されますので、記載の相当額と必ずしも一致するものではございません。</p> <p>(1) 1人当たりの支援額（総額） 介護従事者 60千円/人相当（6か月分）</p> <p>(2) 1人当たりの支援額（月額）・要件 月額10千円/従事者</p> <p>要件：処遇改善加算に準ずる要件を満たす</p>
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護 (サービス継続支援は養護・軽費を除く)	○	
	訪問介護	○ 総合事業の第1号 訪問を含む	
	(介護予防) 訪問入浴介護	○	
	夜間対応型訪問介護	○	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	
	居宅介護支援、介護予防支援	○ 総合事業の第1号介 護予防支援を含む	

※ 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と、第一号介護予防支援事業は居宅介護支援及び介護予防支援と同じとする。

※ 介護予防サービス、短期利用型サービスも含む。

※ 詳細は県補助金交付要綱等を御確認の上、申請願います

賃金改善経費
※上記同様